

全ト協発第4号(企)(適)

平成25年4月4日

都道府県トラック協会長 殿

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 星 野 良 三



一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて

平素は、当協会の事業運営等につきまして種々御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、国土交通省の「トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」におけるトラック産業に係る安全対策の徹底、市場構造の健全化等に向けた提言等に基づき、今般、国土交通省自動車局安全政策課長及び貨物課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、貴協会傘下会員事業者あてに周知して頂きますようお願い申し上げます。

■別添資料

1. 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて



【別添2】

国自安第183号
国自貨第146号
平成25年3月29日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて

今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。）の一部を改正する省令（平成25年3月29日国土交通省令第14号。以下「改正輸送安全規則」という。）が別添1のとおり公布されたことに伴い、平成25年5月1日以降、原則として、営業所における配置車両数にかかわらず、事業用自動車の運行を管理する全ての営業所に運行管理者の選任義務が課されることとされたところである。

ついては、今後の本措置に係る取扱いについては、下記のとおりとしたので、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本措置については、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国霊柩自動車協会、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関に対し、別添のとおり通知したので、その旨了知されたい。

記

1. 運行管理者の選任義務が課されない営業所の地方運輸局等による公示について

改正輸送安全規則第18条第1項ただし書において、「5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が、当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して、当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。」と規定され、例外的に運行管理者の選任義務が課されない営業所を別途指定することとされた。

運行管理者の選任義務が課されない営業所は、具体的には、

- ① 専ら霊きゅう自動車の運行を管理する営業所、
- ② 専ら一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月2

5日法律第137号)第2条第2項の一般廃棄物をいう。)の収集運搬のために使用される自動車の運行を管理する営業所、

- ③ 一般的に需要の少ないと認められる島しょ(他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。)の地域に存する営業所、

とするが、これらは、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について(平成15年2月14日付け国自貨第80号自動車交通局長通達)別紙1.(10)に基づき、一般貨物自動車運送事業等の許可等にあたり、その行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、業務の範囲を限定するなどの条件が付されており、その実態等を考慮したものである。

については、別添2の公示例を参考に改正輸送安全規則の公布以降、速やかに必要事項を公示すること。

2. 改正輸送安全規則の経過措置について

改正輸送安全規則の経過措置(以下「経過措置」という。)において、公布の際に5両未満の事業用自動車を管理する営業所にあつては、同令の規定にかかわらず、平成26年4月30日まではなお従前の例によるものとされている。

この経過措置に伴い、必要となる3.及び4.の対応を図られたい。

3. 公布の際に5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所への対応について

- (1) 公布の際に5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所における運行管理者の選任状況の確認及び指導について

公布の際に5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所(改正輸送安全規則第18条第1項ただし書の規定により地方運輸局長が認めるものを除く。以下「5両未満営業所」という。)にあつては、運行管理者を解任し、この旨届出た者のみならず、解任届出がないにもかかわらず運行管理者が退職している等の事業者も存在している。

このような状況を鑑みると、経過措置の適用を受ける事業者については、運行管理者の選任の状況等について、その実態を調査し、これに応じて運行管理者の選任をおこなわせるべく必要な指導を行う必要がある。

については、改正輸送安全規則公布の際に5両未満となっている営業所等の実態を把握し、別添3(例)によりとりまとめ、必要な指導を行うこと。

- (2) 5両未満営業所に対する運行管理者の選任に係る手続等の進捗に関する指導について

① 運行管理者の選任と経過措置について

5両未満営業所については、経過措置の終了時までには運行管理者を選任する必要があるが、運行管理者試験を受験する場合には、その受験資格として、基礎講習を修了しているか又は運行の管理に関する実務経験一年以上を有していることが必要である。このため、この受験資格を早期に具備するよう、

指導するとともに、運行管理者試験の受験申請時期を捉え、運行管理者の選任届出がなされていない5両未満営業所に対し、運行管理者試験の受験案内に努めること。

また、経過措置の期限が平成26年4月30日までとされていることから、できる限り平成25年度上期の試験を受験するように指導することと合わせ、平成25年度下期の運行管理者試験（平成26年3月実施予定）を受験しようとする者に対しては、合格発表（平成26年4月初旬予定）から1か月以内に経過措置の期限が到来するため、輸送安全規則第25条第3項に基づき3か月以内とされている交付申請の期限にかかわらず、合格発表後速やかに交付申請手続きを行うよう指導すること。

この場合において、地方運輸局等におかれても、運行管理者資格者証の交付申請がなされた場合には速やかに交付すること。

② 経過措置期間が終了後、運行管理者が未選任となっている5両未満営業所への対応方針等について

経過措置期間終了（平成26年5月1日）以降は、運行管理者の選任届出がなされていない5両未満営業所については、監査等を実施の上、厳正に対処すること。

4. 公布から施行までの間に5両未満の営業所となる場合の対応について

(1) 改正輸送安全規則の公布から施行までの間に5両未満の営業所となる場合であっても、運行管理者を解任することは妨げられてはいない。

しかしながら、5両未満となる営業所になっても施行日以降は運行管理者の選任義務が課されることから、運行管理者の解任届出を提出しようとする事業者に対しては、その手続を慎重に行うよう指導すること。

この措置は、施行日以後には確実に運行管理者が選任されているよう、指導する趣旨である。

(2) 上記(1)のとおり運行管理者の解任に関する指導を行ったにもかかわらず、運行管理者を解任することにより、改正輸送安全規則の施行以降、運行管理者が不在となった事業者については、監査等を実施の上、厳正に対処すること。

5. 今般の措置に関する事業者への周知徹底について

改正輸送安全規則については、5両未満営業所を有する事業者に対しては漏れなくその周知を図るべく、3.の確認・指導の機会を含め、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関とも連携のうえ、遺漏のないよう取り計らうこと。